

(答弁書第百十号) 昭和二十二年十一月十一日配付

内閣參甲第一二二一號

昭和二十二年十一月十一日

内閣總理大臣 片 山 哲

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出水害地農民に麦種子並に菜種子配給等に関する質問に対し、別紙答弁書を

送付する。

參議院議員小川友三君提出水害地農民に麦種子並に菜種子配給等に關

する質問に対する答弁書

一、蔬菜種子については既に五月一日を以て配給統制は廃止せられ自由取引となつてゐるが、水害地都縣では當初種子の配布を行つたことを鑑照し都縣内も不足する分に対しても農林省への申

出茶は勿論多額の本種苗金を以て輸送せらるゝ。

而して萬千縣では萬千縣廳から配給した水害地用蔬菜種子は縣内自給で二、三八〇町歩分農林省へ申出

日本種苗公會幹旋によつて縣外より移入配布した菜類等の種子は七四石三斗であつた様な状況である。

販賣蔬菜種子の價格統制は既に廢止せられて居るので終日時價で取引されて居る。

さる結果用麦種子拂本被災開しては拂本縣及び農政局長及食糧管理局長管宛申請に基き、食糧管理局長官

三の新券をもつて地方食糧事務所を通じて政府手持の麦種を發給下してゐる。

二、狩獵鑑札料金の引上げ開しては、且下大藏省より関稅法の改正案をして國会に提出されつつあり

て、それによれば一等級二十四〇〇四、二等級一二〇〇四、三等級五〇〇四見当となる予定である。

三、從來主要食糧の供出成績優良なる農家に対しては國の経済力の許す限りの報奨金、報奨物資を放出するとともに都道府縣知事に於ても町村部落に対しては表彰旗、個人に対しては表彰状を交付する等の措置により農家の労苦に報じてきたのであり、唯單に一方的に罰則を課し農民に供出を強要している訳ではないのである。

今年產米の供出に際しても政府は供出完了農家に対して酒、煙草、塩、砂糖、衣料品、地下足袋等の生活必需物資を配給すると同時に特に其の成績の優秀なる部落、農家に対しては、表彰状と同時に自轉車を配給し、精神的にも充分その労苦に報いることに遺憾なき措置をとつてゐる。